





国際資本市場協会(ICMA)が発行するサステナビリティボンド・ガイドラインは、国際資本市場協会(ICMA)がウェブサイト上で公開している英語版が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

サステナビリティボンド・ガイドライン(2017年版)

2017年6月2日

はじめに

昨今、グリーンボンド原則とソーシャルボンド原則の両方に適合する債券向けの発行市場が発展している。これらの債券発行は継続した調達資金使途指定債券の発展を表している。これらの債券は一般的に「サステナビリティボンド」と呼ばれており、特定の事例はリソースセンター(www.icmagroup.org/resourcecentre)にて閲覧できる。

本ガイドラインは GBP と SBP 両方の関連性を確認し、また、適用による透明性とサステナビリティボンド市場への情報開示を促すために公表されている。従って、GBP と SBP に共通する 4 つの核となる要素と、外部評価の使用及びインパクト・レポーティング(影響評価報告)に関する勧告は、いずれもサステナビリティボンドにも適用される。

本書の目的は、サステナビリティボンド市場の健全性を促進し、発行体が投資家の期待よりよく予測し、達成することを確実なものとすることにある。本書は、期待される(または実現された)環境的・社会的影響を投資家が審査・評価するために必要とされる情報の提供を促すことを目的としている。また、債券発行にあたり期待される情報及び方法論の開示を促すことで、引受金融機関を支援する役割をも担う。

サステナビリティボンドの定義

サステナビリティボンドとは、その手取金の全額がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への融資または再融資に充てられる債券である。サステナビリティボンドは、GBP と SBP に共通する 4 つの核となる要素に適合している債券であり、特に GBP は該当グリーンプロジェクトに関連性が高く、SBP は該当ソーシャルプロジェクトに関連性が高いものとなる。

なお、ソーシャルプロジェクトには同時に環境的利益があることもあり、また、グリーンプロジェクトには同時に社会的利益があることもある。調達資金の使途を指定した債券をグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティ債のどれに分類するかは、当該プロジェクトの主要目的に基づき、発行体により決定されるべきである。

重要なのは、サステナビリティボンドは、GBP・SBP 両方またはいずれかの 4 つの核となる要素と適合しない債券と代替可能と考えるべきでない、ということである。

リソースセンター

グリーンボンド、ソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドに係る推奨テンプレート (雛形) は、リソースセンター (www.icmagroup.org/resourcecentre) にて入手できる。このリンクでの案内で入手したテンプレートに記入した内容は、リソースセンターにおいて、市場情報としてオンラインで公開できる。

免責事項

サステナビリティボンド・ガイドラインは、自主的な手続きに関するガイドラインであり、サステナビリティボンドやその他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言(税務、法務、環境、会計、規制)を提供するものでもない。サステナビリティボンド・ガイドラインは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成するものではない。発行体は、サステナビリティボンド・ガイドラインに依存することなく、自主的かつ自らの判断でサステナビリティボンド・ガイドラインを採択し、実施するのであり、サステナビリティボンド発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するサステナビリティボンドに係る約束や調達資金の使途を遵守しない場合、サステナビリティボンドの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、サステナビリティボンド・ガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

* * *

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Capital Markets Limited and review by Clifford Chance Law Office.